

日本共産党

中央区議団ニュース

発行

日本共産党中央区議会議員団

中央区築地1-1-1

中央区役所9階

TEL 3546-5563 FAX 3546-9570



おぐり智恵子

所属委員会
区民文教委員会、コロナウイ
ルス防災等対策特別委員会



奥村あきこ

所属委員会
企画総務委員会、築地等地域
活性化特別委員会副委員長

新型コロナ対策に全力を

4回目の緊急事態宣言

感染拡大の中で五輪強行

新型コロナウイルスの感染が再拡大し、東京都に4度目の緊急事態宣言が出されました。

国民には「外出は自粛を」「お酒を出すな」「イベントは中止に」と求めながら、東京五輪を開催するというのはあまりに矛盾しています。

ワクチンの安定供給に責任を

コロナの感染拡大は、菅政権の無為無策が招いた人災です。コロナ対応に、致命的な欠陥、責任放棄があります。

1つは、ワクチンの安定供給の



核兵器禁止条約への批准を求める原水爆禁止国民平和行進の中央区網の目行進が行われました（7月16日、月島にて）

責任を果たしていないことです。

供給不足で多くの自治体で新規予約が停止に追い込まれ、大混乱が起きています。

中央区では、医療機関の協力で1日当たり2千回の接種ができる体制を作り、9月中には希望する区民に接種できる予定でしたが、肝心のワクチンが不足し、計画の見直しが必要となっています。

PCR検査の徹底を

2つ目は、PCR検査拡大の責任放棄です。ワクチンでの集団免疫には一定の時間がかかり、感染者を把握・保護する検査を徹底することがコロナ封じ込めに不可欠です。ところが国はワクチン一本やりで、全国の一泊あたりのPCR検査数は約5万件にすぎず、ピーク時から半減しています。

7月に日本橋

プラザ前で東京

都がモニタリン

グ検査（写真下）

を実施しました



自粛と補償はセットで

組をワクチン接種とセットで進める必要があります。

3つ目は、補償と支援の責任放棄です。4回も緊急事態宣言を出しながら、持続化給付金は1回だけ。しかも、お酒の提供停止に応じない飲食店に、金融機関や酒の卸売業者などから圧力をかけさせようとし、猛烈な抗議で撤回に追い込まれました。

日本共産党は、持続化給付金第2弾、生活が困窮している人への給付金や、区独自の家賃補助などの支援策を強く求めています。



◀日本共産党区議団HP
質問全文を掲載中

中央区議会HP▶
一般質問の動画配信中



◀おぐり智恵子の
ブログほぼ毎日更新中
ぜひごらんください

消費税「インボイス制度」は中止を



のインボイス
額を記載する
ものです。こ
にまとめた金
額を記載する
のインボイス

インボイス（適格請求書）とは、税務署が発行する登録番号を記載した、取引ごとにやり取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものです。このインボイス

インボイス制度とは…？

小規模事業者やフリーランスの取引からの排除を招く「インボイス制度」実施に向けた準備が、コロナ禍で営業を痛めつけられているときにすすめられているなんて、とんでもないことです。

「コロナ禍で」さらに追い討ち

消費税の課税業者登録が10月から始まる予定です。「インボイス（適格請求書）制度」実施に伴う措置ですが、今、この「インボイス制度」が大問題となっています。

と呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みが「インボイス制度」です。

現行の「帳簿方式」では、課税売り上げが1000万円以下で消費税の納税が免税されている「免除業者」から課税業者が仕入れをしても「仕入れ税額控除」ができます。

しかし、2023年10月に納税額の計算方法が「適格請求書方式」に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと、売り上げにかかる消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納税額が増えてしまうこととなります。

取引から排除のおそれ

そのため、課税業者は免除業者からの仕入れをやめるなど、免除業者は取引から排除される心配があります。

あるいは単価の切り下げを求められたり、課税業者になるよ



う要求され消費税の納税が必要になるなど、免除業者は廃業の危機に傾することになります。

ウーバー配達員も

免除業者には個人事業主も含まれます。零細の飲食店や建設業の一人親方、小規模な小売店や美容・美容などのサービス提供者、個人タクシーの運転手、ウーバーイーツの配達員、シルバー人材センターに登録してい

る高齢者など幅広く対象となり、影響は甚大です。

6月17日の区議会第二回定例会一般質問で、奥村あきこ議員は、インボイス制度中止を国に求めること、区に相談窓口を設置することを区長に求めました。区長は「国が専用ダイヤルでの相談を行っている」「円滑に実施されるよう周知等に協力していく」と述べ、インボイス制度を容認する姿勢を示しました。

なんでも

生活相談

3546-5563（区議団控え室）
3551-6820（中央地区委員会）

無料

法律相談

毎月第3火曜日3時から
要予約 連絡先は同上